

見 積 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 7 月 1 6 日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 藪内 章良

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和 6 年度オンラインによる健康講座実施業務委託
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 見積競争方法

見積金額は、講座案内作成、講師派遣、講座実施及びアンケート等、本業務を行うための一切の諸経費を含めた総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税を含まない金額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 3 0 条及び第 3 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 04・05・06 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) プライバシーマークもしくは ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの取得事業者であること。
- (8) 当該案件と同等な内容について納品を行った実績を有するものであること。
- (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (11) 競争参加者について、暴力団等でないこと。
- (12) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないものであること。

3 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書等の提出場所及び問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：河野

電話 0742-30-3702

- (2) 仕様書等の交付場所

上記3(1)の場所にて交付する。

※仕様書等の交付は原則郵送とする。交付を希望する者は、別添の依頼書を奈良支部宛に FAX し、交付依頼を行うこと。

- (3) 見積書等の提出期限

令和6年7月29日（月） 12時00分

4 見積書等の提出方法

- (1) 見積書の様式は任意の様式で差し支えないが、件名、見積年月日、事業所名を記載し、代表者印を押印したものに限る。
- (2) 見積書には、消費税抜きの金額を記載すること。
- (3) 提出後の見積書差の差替え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 見積書は、郵送もしくは持参による方法で提出すること。電話、FAX 等その他の方法による提出は認めない。
- (5) 見積書の提出期限までに別途指定する必要書類を見積書とあわせて提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、別紙仕様書による。
- (5) 見積結果
- ・奈良支部掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
 - ・決定業者には別途電話連絡する。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上

別添



0742-30-3671

送信先：全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 河野（かわの）宛

仕様書等送付依頼書

案件名	令和 6 年度オンラインによる健康講座実施業務委託
事業所名	
ご担当者名 (ご担当部署)	様
電話番号	
FAX 番号	

☒仕様書等の送付を希望します。

送付先ご住所	〒
--------	---

※午後 14 時以降のご依頼は、翌営業日発送となります。なお、当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しく下さい。